

農地情報公開システムの概要

平成 2 7 年 1 0 月

全国農業会議所

1 農地情報公開システムの概要

現在、各農業委員会で整備しているシステムから、フェーズ2では**クラウド上に整備する情報管理システムへ一元化する**。そこでは、公表情報に加え、現状では市町村が外部に出すことについて規制している所有者の住所等の非公表情報についても扱うこととしている。フェーズ2の実現により、将来的なコスト削減に資する。

また、**農地中間管理機構への情報提供も、本システムにより行う**。

フェーズ2で全国農業会議所が農地台帳の非公表情報を扱うことができるよう、農業委員会法が改正され、平成28年4月に施行される。

システム整備に当たっては、政府CIOと相談しながら、最も効率的かつ適正なものとするとしている。

